

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準 Q & A

番号	質問事項	回答	
1	工期末が、令和3年度末以降の工事の場合、令和3年度末以降に購入した建設資材等は、設計変更の対象となるのか？	令和3年度末以降に購入した建設資材等は、設計変更の対象外となります。ただし、今後、建設資材の調達環境の逼迫状況を考慮して、本運用基準の適用期日を変更する場合があります。	
2	本基準の対象建設資材等以外の資材を遠方から調達しなければならなくなった場合は、設計変更の対象となるのか？	運用基準の3 対象となる建設資材等以外の建設資材等は、設計変更の対象なりません。	
3	建設資材を高速道路を利用して運搬した場合、高速道路代についても、設計変更の対象となるのか？	受注者の購入価格に設計変更します。	
4	遠方から調達した建設資材等の購入費が当初設計より安価な場合は、減額変更となるのか。	減額変更となります。	
5			
6			
7			